

初任運転者に対する研修制度の課題

- ・ 貸切バス事業者は、過去3年以内に別の貸切バス事業者の下で勤務していた運転者であれば、乗務経験の内容を問わず初任者研修なしに大型バスに乗務させることができることとされている。
- ・ 貸切バス事業者による初任者研修は、座学は義務付けられているものの、実技訓練は努力義務にとどまっている。

緊急的な対策の概要

貸切バス事業者に対し、以下を要請。

1. 新たに雇い入れた運転者で、過去3年以内に他の貸切バス事業者に選任されていた者について、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分(大型／マイクロ等)にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車の実技訓練を行うこと。
2. 新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車の実技訓練を行うこと。